

(別紙)

諮問番号：令和2年諮問第14号

答申番号：令和3年答申第2号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人は、転入前の保護の実施機関に移管届を提出しているため、処分庁の保護開始決定に当たっての訪問調査は不要であると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

### 第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 令和元年6月5日、審査請求人は、処分庁に対し生活保護申請書を提出した。
- 2 令和元年6月20日及び同月28日、処分庁は、審査請求人の自宅を訪問したが不在であったため、訪問の日程調整を求める文書を投函した。
- 3 令和元年9月5日、処分庁は、審査請求人の自宅を訪問したが、不在であったため、生活保護の開始決定に向けて立入調査が必要であること、同月12日午後2時に再訪問するので、難しい場合は日時の調整を求めること等を記載した文書を投函した。
- 4 令和元年9月12日、処分庁は、審査請求人の自宅に訪問したが、不在であったため、訪問を知らせる文書を投函した。
- 5 令和元年10月10日、処分庁は、審査請求人の生活保護申請について、審査請求人が保護決定に必要な調査を忌避していることから、本件処分を行った。
- 6 令和元年10月16日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求書を提出した。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成31年1月に○に転入前の保護の実施機関（以下「前実施機関」という。）に移管届を提出しているため、保護は廃止されておらず、今回の生活保護の開始申請は、初回開始ではないため処分庁の立入調査は必ずしも実施を要するものではないと主張し、処分庁の立入調査を忌避したことを理由にした本件処分の取消し

を求めている。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 審査請求人が、前実施機関の所管区域外に転出したことにより、前実施機関は、法第19条第1項第1号に掲げる要保護者に対する実施責任を喪失しており、要保護者が、管外に転出した場合は、保護の状態が移管され、当然に継続するといった規定はない。
- (2) 審査請求人の保護開始決定に向けて複数回にわたって訪問調査を実施しようとしたにもかかわらず、審査請求人が応じようとしなかったことは、法第28条第5項に規定する「立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避」に該当する。

## 第5 法令の規定等について

- 1 保護は、生活困窮者がその利用し得る資産や稼働能力などを活用することを要件に行うこととされている（法第4条）ほか、基準及び程度の原則（法第8条）に基づき、厚生労働大臣の定める「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）によって客観的に計算された当該世帯の最低生活費と収入とを比較して、保護を要するか否かの判定（以下「要否判定」という。）を行うこととされている。
- 2 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と、同条第5項は、「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」と規定している。
- 3 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」と規定し、保護の実施機関の訪問調査権を定めている。
- 4 保護の要否判定に係る調査について、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅰの1の(4)において、「保護の要否判定、保護の決定にあたっては、各種調査に速やかに着手し、必要な調査はすべて実施する。」とされており、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第12の1は、「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行う

ことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと」とし、訪問調査を実施することとされており、また、局長通知第12の1の(1)において、保護開始の申請があった場合には、申請書を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査することとされている。

5 法第28条第5項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による（中略）立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避」したときは、「保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と規定している。また、保護申請時における保護の決定のための必要な調査に要保護者の協力が得られないような場合の取扱いについて、「生活保護問答集」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13の37の答において、「その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかにならないから、実施機関は事実上決定できないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定をすべきでない。なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第5項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。」とされている。さらに、保護の新規申請の場合において申請者から協力が得られない場合の取扱いについて、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和56年11月17日付け社保第123号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知。以下「課長連名通知」という。）1の(2)において、「保護の決定（中略）及び実施に当たっては、（中略）保護の申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされていることから、資産の保有状況、収入状況その他の保護の決定に必要な事項の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適正な保護の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合には、保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。」とされている。

6 保護の実施責任について、法第19条第1項では、実施機関が保護を決定・実施しなければならないと規定し、保護を決定・実施する者として同項第1号に「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」を定めていることから、被保護者が保護の実施機関の所管区域外に転居する場合には、当該実施機関において実施責任がなくなるものとされている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

(1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 処分庁は、請求人の保護開始申請を受けて、保護開始の決定に向けて、令和元年6月20日以降複数回、訪問調査を実施しようとしたものの、審査請求人がこれに応じようとしなかったことから、請求人が調査を忌避したものとして、法第28

条第5項の規定に基づいて本件処分を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

イ 審査請求人は、立入調査は初回のみ応じればよく、前実施機関からの移管により保護が継続しており、本件保護申請に係る立入調査は初回ではないため応じなくてもよいと主張する。しかし、審査請求人が、前実施機関の所管区域外に転出したことにより、前実施機関は、法第19条第1項第1号の規定により保護の実施責任を喪失しており、改めて処分庁に対し保護開始を申請した場合には、局長通知第12の1の(1)において、処分庁は、申請書を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査することが必要とされていることから、請求人の主張を採用することはできない。

ウ したがって、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年12月11日 審査庁が審査会に諮問

令和2年12月22日 第1回調査審議（第2部会）

令和3年1月26日 第2回調査審議（第2部会）

令和3年1月28日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

1 法第28条第5項は、保護の実施機関は、要保護者が立入調査を拒み、妨げ、忌避したときは、保護の開始申請を却下することができることを規定しており、保護の新規申請の場合において申請者から協力が得られない場合の取扱いとして、課長連名通知に「保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。」とされていることから、本件処分の実施に当たって処分庁の審査請求人に対する対応に違法又は不当な点はないかについて検討する。

- 2 処分庁は、令和元年6月20日、同月28日及び同年9月5日に審査請求人の自宅を訪問している。令和元年6月20日の訪問については、審査請求人は自宅に不在であったため、生活保護の決定に当たって、居住実態の確認、必要書類の記入・押印及び挙証資料の提出が必要である旨を記載し、調査の日程調整を行いたいことと、そのための連絡先を記載した書面を審査請求人の自宅に投函したが、審査請求人は処分庁に連絡をしなかった。同月28日に、処分庁が再度訪問した際にも審査請求人は不在であったため、同月20日に投函したものと同様の内容の書面を審査請求人の自宅に投函したが、審査請求人はその旨に対し連絡をしなかった。令和元年9月5日に、処分庁が訪問したが、その際、審査請求人は不在であったため、生活保護の決定に当たっては、家庭訪問を行い、生活状況を確認する必要があること、そのための家庭訪問を同月12日午後2時に予定していること、その日時が難しい場合に日程調整に対応すること及び訪問による生活状況の確認ができない場合は申請を却下することを記載した書面を投函した。
- 3 処分庁は、審査請求人と直接連絡がとれない中で、複数回家庭訪問を行い、生活保護の決定に当たっての立入調査が必要な理由、協力の具体的内容を記載した書面を投函し、訪問を行うに当たっての日程調整の機会を複数回設けていることから、現状ででき得る生活保護法の趣旨、内容等の説明はなされ、さらに説明を行うべく努めたことは明らかである。
- 4 一方、審査請求人は、令和元年6月20日及び同月28日に処分庁から投函された文書の内容に応答したことは確認できず、同年9月5日に処分庁が同月12日に訪問調査を実施すること及び同日の都合が悪い場合は電話又は来所すること並びに訪問による生活状況の確認ができない場合に申請を却下することとなることを記載した文書に対しても、適切に対応していないことから、処分庁に対しては自らの主張を述べる一方、処分庁が投函した訪問調査に応じることを求める書面に積極的に対応しようとしたこととはうかがえない。
- 5 したがって、処分庁の再三の対応に応じなかった審査請求人の行為を、法第28条第5項に規定する申請を却下する場合として規定されている「立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避」に該当するものとして行った本件処分に何ら違法又は不当な点はない。
- 6 なお、審査請求人は、立入調査は初回のみに応じればよく、前実施機関からの移管により保護が継続しており、本件保護申請に係る立入調査は、初回ではないため応じなくてもよいと主張しているが、審査請求人は、前実施機関の所管区域外に転出したことにより、実施機関が保護の責任を有するとした法第19条第1項第1号に該当する者ではなくなったために、前実施機関は保護の実施責任を喪失している。生活保護の受給に当たっては、改めて生活している市町村を所管区域としている行政庁に保護開始申請を行った上で、当該行政庁は、局長通知第12の1の(1)により、申請書を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査することが必要とされていることから、立入調査は初回に行われるものであり、自身の生活保護が廃止されていないとした審査請求人の主張を採用することはできない。

## 7 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員 (部会長)	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳